

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート  
に対する不当廉売関税の課税

令和2年9月8日  
産業構造審議会  
通商・貿易分科会  
特殊貿易措置小委員会

経済産業省

# 調査の概要等

## 調査の概要

- 政府において、関税定率法第8条に基づき、中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産のトリス(クロロプロピル)ホスフェートに関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。

### 【調査対象貨物】

- トリス(クロロプロピル)ホスフェート
- HS2919. 90号に分類
- 一般に無色から淡黄色透明の液体であり、主として、硬質ウレタン系断熱材用の難燃剤に使用



[写真提供: 大八化学工業株式会社]

### 【調査対象期間】

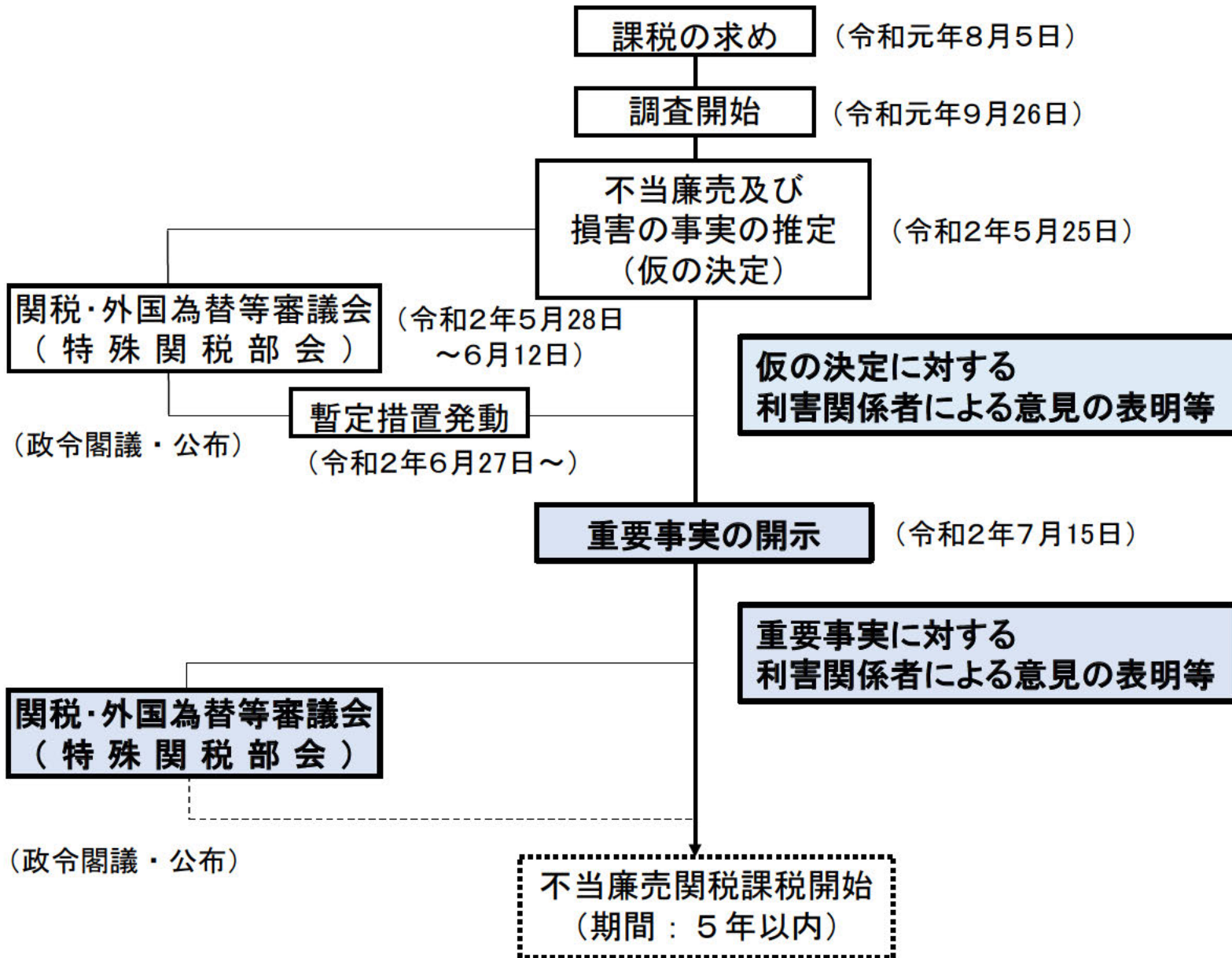
- 不当廉売された貨物の輸入の事実: 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実: 平成26年4月1日～平成31年3月31日

## 不当廉売関税の課税要件

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が認められること。
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
- 本邦の産業を保護する必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第1項

# 調査の経緯



# 調査結果(不当廉売された貨物の輸入の事実)

## 不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率(\%)} = ((\text{正常価格} - \text{輸出価格}) / \text{輸出価格}) \times 100$$

- 正常価格 : 市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、輸出国の国内価格等に代えて、調査対象貨物と同種の貨物を生産する国であって中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報を用いて算出。
- 輸出価格 : 質問状等に対する供給者からの回答がなかったことから、調査当局が知ることができた事実として輸入者に対して送付した質問状の回答等に基づき算出。

## 調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は40.73%。

【表1】 不当廉売差額率

国	供給者名	不当廉売差額率
中国	全供給者	40.73%

# 調査結果(実質的な損害等の事実)

## 検討

● 不当廉売された貨物の輸入  
⇒中国産の貨物は、調査対象期間を通じ、本邦における市場占拠率において支配的な水準を維持する量で輸入された(D)。また、国産品を常に下回る価格で輸入され、販売された(G)。

● 本邦産業への影響  
⇒本邦産業は、国産品の販売先を維持・確保するべく、価格の引下げ及び価格の引上げの抑制を行い続けた(E)。その結果、製造原価の増減に見合った価格設定ができず、営業利益が著しく減少(J)。

● 因果関係  
⇒中国以外の国からの貨物による国産品価格への影響などは特に認められず、中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表2】 本邦の産業の状況

指数 (平成26年度=100)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)26 年度から30 年度におけ る変化率
国内需要量(A)	100	105	104	111	111	+11%
中国産品の輸入量(B)	100	101	94	97	91	▲9%
国産品の販売量(C)	100	152	207	241	306	+206%
中国産品の市場占拠率(D)	100	85~100	85~100	75~90	75~90	▲10%~ ▲25%
国産品の価格(E)	100	89	81	80	84	▲16%
中国産品の価格(F)	100	102	92	93	108	+8%
(価格比(%))(G)	70~85	80~95	80~95	80~95	85~ 100	
国産品の売上高(H)	100	133	163	190	252	+152%
国産品の製造原価(I)	100	100	92	93	101	+1%
国内産業の営業利益(J)	100	▲850	▲1488	▲1727	▲2539	著しく減少

$$\text{価格比(\%)} = (\text{輸入品(中国)の価格} / \text{国産品の価格}) \times 100$$

## 調査結果

● 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

# 不当廉売関税の課税

## 本邦産業保護の必要性

- 不当廉売された貨物の輸入の事実： 有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実： 有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情： 無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課する必要性が認められる。

## 不当廉売関税の課税

- 不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、表3のとおり不当廉売関税を課することが適当（税率は暫定措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間）。

(参考) 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

【表3】不当廉売関税率

国	供給者名	不当廉売関税率
中国	全供給者	37.2%

(注) 不当廉売関税率 = (不当廉売差額 / 本邦輸入価格) × 100

